第百五条の六中「第十一条の三の五第一項第一号若しくは第二号」を「第十一条の三の五第一項第一号、第二号若しくは第三号」に、「第二項第一号若しくは第二号」を「同条第二項第一号、第二号若しくは第三号」に、「第三項第二号」を「同条第三項第二号」に、「第七項イ若しくはロ」を「第七項第一号イ、ロ若しくはハ」に、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改める。

第百五条の七の見出し中「第十一条の三の五第一項第三号」を「第十一条の三の五第一項第五号」に改め、同条第一項中「第十一条の三の五第一項第三号」を「第十一条の三の六第一項第一号ホ」に、「第十一条の三の六第一項第一号ハ」を「第十一条の三の六第一項第一号ニ」に改める。

第百五条の七の二第一項中「若しくはロ」を「から第四号までのいずれか」に、「又は第二号」を「から第四号までのいずれか」に改め、同条第三項第五号中「若しくは令第十一条の三の六第一項第一号ロ」を「、令第十一条の三の六第一項第一号ロ」に、「又は」を「、令第十一条の三の六第一項第一号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十一条の三の六第一項第一号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は」に改め、「第十一条の三の五第二項第一号」の下に「から第四号までのいずれか」を加え、「若しくは令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第二号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき」を削る。

第百五条の八（見出しを含む。）中「若しくはロ」を「、ロ若しくはハ」に改める。

第百五条の九第一項中「第十一条の三の六第一項第一号ハ」を「第十一条の三の五第二項第三号」を「第十一条の三の五第二項第五号」に改め、同条第三項第五号中「第十一条の三の六第一項第一号ハ」を「第十一条の三の六第一項第一号ホ」に、「第十一条の三の五第一項第三号」を「第十一条の三の五第一項第五号」に、「第十一条の三の五第二項第五号」に改める。

第百五条の十一第三項中「第十一条の三の六第一項第三号」を「第十一条の三の六の三第一項第五号」に改める。

第百六条第一項中「三万円」を「一万六千円」に改め、同条第二項第一号中「一千グラム」を「一千四百グラム」に、「三十三週」を「三十二週」に改める。

別紙様式第二十一号の二の三の㊁の備考6中「第11条の3の5第1項第2号」の次に「又は第2項第2号」を加え、「A」と、同項第1号又は同条第2項第1号に掲げる者である場合は「B」を「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」に改める。

別紙様式第二十一号の三の㊁の備考6中「第11条の3の5第1項第3号」を「第11条の3の5第1項第5号又は第2項第5号」に、「C」を「オ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（特定疾病給付対象療養の認定に関する経過措置）

第二条　平成二十七年一月から同年十二月までの間においては、国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号又は第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者及び国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する病院等にこの省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定証又は新規則別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して同条第七項に規定する特定疾病給付対象療養を受けた場合の当該療養を受けた者については、新規則第百五条の五の二第一項の申出に基づく組合の認定を受けているものとみなす。

（出産費及び家族出産費に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の日前の出産に係る国家公務員共済組合法施行規則第百六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

（様式の特例）

第四条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十一号の二の三及び別紙様式第二十一号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

告　示

○金融庁告示第六十八号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第一号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（平成二十三年金融庁告示第百五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年十二月二十二日

金融庁長官　細溝　清史

前文中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

○総務省告示第四百三十八号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第十二条第一項の規定に基づき、昭和二十二年逓信省告示第三百八十四号（郵便法第十二条第一項の爆発性、発火性その他の危険性のある物指定の件）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から施行する。

平成二十六年十二月二十二日

総務大臣　吉本　早苗

第九項ニ中「第四条に規定するもの」の下に「（同条第一号括弧書に規定するふっ化ウランを除く。）」を加え、「同条第一号及び第二号」を「同号及び同条第二号」に改める。

○法務省告示第五百六十五号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十六年十二月二十二日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡富浦町豊岡三十八番地　岡崎　定吉

○法務省告示第五百六十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十六年十二月二十二日

法務大臣　上川　陽子

住所　横浜市港北区篠原東１丁目９番21号
ハットリ・イナ・ヴラディミイロヴナ　昭和41年８月15日生

住所　さいたま市緑区山崎１丁目３番26号
サイマ・ナディーム・ザイディ　昭和54年４月10日生

住所　名古屋市守山区弁天が丘1401番地
金和子　昭和30年11月３日生

住所　東京都足立区新田３丁目37番13―1212号
詹鳳春　昭和51年11月７日生

住所　北海道帯広市南の森西９丁目10番11号
許育芳　昭和52年７月１日生

住所　大阪府和泉市室堂町715番地１
朴久美子　昭和59年９月16日生

住所　東京都荒川区南千住３丁目41番２―306号
姜鐘徹　昭和42年９月28日生

住所　福井県鯖江市鳥羽３丁目３番８―１号
成良輔　昭和61年９月17日生

住所　愛知県海部郡蟹江町大字西之森字才勝84番地１
徐千恵　昭和62年８月21日生

住所　東京都大田区山王３丁目31番21―303号
徐鍾泰　昭和12年10月23日生

住所　兵庫県宝塚市小林５丁目３番９―405号
姜宣恵　昭和61年１月26日生

住所　群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保1078番地５
ウヌキ・ナナ　平成22年12月５日生

住所　横浜市青葉区千草台34番地18
ショーン・デレア　昭和46年９月19日生

住所　大阪市生野区中川西２丁目17番20号
テンジン・ダルパ・ラマ　昭和52年６月23日生

李京子　昭和51年８月23日生
李蓮佳　平成16年５月15日生
李陽菜　平成18年５月18日生
李テンジン　平成21年６月12日生
李ウゲン　平成26年９月８日生

住所　大阪府守口市橋波東之町３丁目２番４号
朱学珍　昭和49年４月２日生

住所　さいたま市見沼区春野１丁目９番４―801号
楊新泌　昭和38年７月11日生
張瓊華　昭和39年４月５日生

楊洵　平成４年２月９日生

住所　福井県勝山市旭毛屋町1102番地
金暁光　昭和54年４月21日生
楊鈞婷　平成18年５月22日生

住所　福岡県行橋市大字前田1980番地62
桂松楠　昭和46年４月12日生
李晶　昭和46年８月14日生
桂詩泉　平成23年６月10日生

住所　福岡県飯塚市川津268番地１
桂詩語　平成７年５月25日生

住所　東京都国分寺市東元町４丁目１番１号
祝晶　昭和60年２月16日生

住所　東京都江戸川区船堀３丁目５番26―903号
周盛霞　昭和40年８月17日生